



宮崎県公報

平成19年1月11日(木曜日) 第1844号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……(行政経営課) 1

告示

○指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し……(高齢者対策課) 2

○道路の区域の変更(5件)……(道路保全課) 2

○道路の供用の開始(5件)……(道路保全課) 3

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……(生活・文化課) 4

○地域森林計画の策定……(環境森林課) 4

○地域森林計画の変更……() 4

○家畜人工授精講習会修業試験の合格者……(畜産課) 5

○地図及び簿冊の認証(2件)……(農村計画課) 5

○入札公告…… 5

規則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年一月十一日

宮崎県知事職務代理人
宮崎県副知事 坂 佳代子

宮崎県規則第一号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和四十年宮崎県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表西日柱支庁長の項第四十四号を次のように改める。

四十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)による次の事務

- 1 第十五条第一項の規定による違反是正の命令に関すること。
- 2 第十五条第二項の規定による通知及び違反是正の要請に関すること。
- 3 第十五条第三項の規定による指導及び助言に関すること。
- 4 第十八条第三項の規定による指導及び助言に関すること。
- 5 第十七条第一項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による計画の認定の申請の受理に関すること。
- 6 第十七条第三項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による計画の認定に関すること(建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)
- 7 第十七条第五項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関すること(建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)
- 8 第二十一条の規定による改善命令に関すること。
- 9 第二十二条の規定による計画の認定の取消しに関すること(建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地

区建築主事が所管するものに限る。)

10 第二十三条第一項の規定による特例の認定の申請の受理に関すること。

11 第二十三条第一項の規定による特例の認定に関すること(建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)

12 第五十二条第三項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第二十八条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関することに限る。)

13 第五十二条第四項の規定による報告の徴収に関すること。

別表土木事務所長の項第二十六号を次のように改める。

二十六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による次の事務

- 1 第十五条第一項の規定による違反是正の命令に関すること。
- 2 第十五条第二項の規定による通知及び違反是正の要請に関すること。
- 3 第十五条第三項の規定による指導及び助言に関すること。
- 4 第十六条第三項の規定による指導及び助言に関すること。
- 5 第十七条第一項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による計画の認定の申請の受理に関すること。
- 6 第十七条第三項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による計画の認定に関すること(日南土木事務所等の所管区域にあつては、建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)
- 7 第十七条第五項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関すること(日南土木事務所等の所管区域にあつては、建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するもの

- 限る。)。。
- 8 第二十一条の規定による改善命令に関すること。
 - 9 第二十二条の規定による計画の認定の取消しに関する
こと（日南土木事務所等の所管区域にあつては、建築主
事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が
所管するものに限る。）。
 - 10 第二十三条第一項の規定による特例の認定の申請の受
理に関すること。
 - 11 第二十三条第一項の規定による特例の認定に関するこ
と（日南土木事務所等の所管区域にあつては、建築主事

- 事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所
管するものに限る。)。。
- 12 第五十二条第三項の規定による報告の徴収、立入検査
及び質問に関すること（高齢者、障害者等の移動等の円
滑化の促進に関する法律施行令第二十八条第一項の規定
による報告の徴収、立入検査及び質問に関することに限
る。）。
 - 13 第五十二条第四項の規定による報告の徴収に関するこ
と。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の8第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指定居宅サービス事業所及び 指定介護予防サービス事業所		指定居宅サービス事業者及び 指定介護予防サービス事業者		取 消 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570103533	訪問介護派遣事業 所オレンジリボン	宮崎市小戸町78番地2	特定非営利活動法 人笑顔・元気の会	宮崎市小戸町78番地2	平成18年 12月8日	訪問介護及び介護 予防訪問介護

宮崎県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月11日から平成19年1月25日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字坂 元 708番1 地先から同 市同町江平 同字 712番 2地先まで	旧	5.7 ～ 11.5	198.5
				新	12.5 ～ 20.5	198.5

宮崎県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月11日から平成19年1月25日まで

宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町菅原字馬 峰未1012番 4地先から 同市同町菅 原同字未10 12番4地先 まで	旧	6.0 ～ 12.6	10.2
				新	9.2 ～ 12.6	10.2

宮崎県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月11日から平成19年1月25日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
313	県道	杉安高 鍋線	西都市大字 穂北字仲鶴 543番1地 先から同市 同大字字平 城 612番1 地先まで	旧	8.4 ~ 12.6	140.0
				新	10.8 ~ 15.6	140.0

宮崎県告示第25号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月11日から平成19年1月25日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
372	県道	塩路佐 土原線	宮崎市佐土 原町下田島 字明石 107 53番1地先 から同市同 町下田島同 字 10786番 5地先まで	旧	10.0 ~ 19.0	125.0
				新	10.0 ~ 22.0	125.0

宮崎県告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月11日から平成19年1月25日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
414	県道	有水高 原線	都城市高崎 町江平字山 下河1529番 1地先から 同市同町江 平字坂元 7 23番3地先	旧	6.0 ~ 15.4	178.0
				新	15.5 ~ 23.0	172.5

			まで			
--	--	--	----	--	--	--

宮崎県告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年1月11日から平成19年1月25日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字坂 元 708番1 地先から同 市同町江平 同字 712番 2地先まで	平成19年1月11日

宮崎県告示第28号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年1月11日から平成19年1月25日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町菅原字馬 峰未1012番 4地先から 同市同町菅 原同字未10 12番4地先 まで	平成19年1月11日

宮崎県告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年1月11日から平成19年1月25日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
313	県道	杉安高鍋線	西都市大字穂北字仲鶴543番1地先から同市同大字字平城 612番1地先まで	平成19年1月12日

宮崎県告示第30号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年1月11日から平成19年1月25日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
372	県道	塩路佐土原線	宮崎市佐土原町下田島字明石 10753番1地先から同市同町下田島同字 10786番5地先まで	平成19年1月11日

宮崎県告示第31号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年1月11日から平成19年1月25日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
414	県道	有水高原線	都城市高崎町江平字山下河1529番1地先から同市同町江平字坂元 723番3地先	平成19年1月11日

			まで	
--	--	--	----	--

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年12月21日	NPO法人 西諸地域活動センター 菜の花	堀 緑	宮崎県小林木市大字細野2288番地	この法人は、精神障害者等に対して、自立と社会復帰に関わる事業を行い、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 1 項の規定により、次の地域森林計画を平成18年12月27日付けで定めたので公表する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

- 1 地域森林計画の名称
一ツ瀬川地域森林計画
- 2 地域森林計画の計画の期間
平成19年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 地域森林計画の縦覧場所
宮崎県環境森林部環境森林課及び宮崎県児湯農林振興局
- 4 申立てがあった意見の要旨
なし
- 5 申立てがあった意見の処理の結果
なし

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 4 項の規定により、次の地域森林計画を平成18年12月27日付けで変更したので公表する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

- 1 地域森林計画の名称
大淀川地域森林計画、五ヶ瀬川地域森林計画、広渡川地域森林計画及び耳川地域森林計画
- 2 地域森林計画の縦覧場所
宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県中部農林振興局、宮崎県南那珂農林振興局、宮崎県北諸農林振興局、宮崎県西諸農林振興局及び宮崎県東臼杵農林振興局

3 申立てがあった意見の要旨

なし

4 申立てがあった意見の処理の結果

なし

平成18年10月23日から11月24日までに実施した家畜人工授精講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

1 2 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16
17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
32 33 34 35 36 37 38 39 40

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

1 地籍調査を行った者の名称

東臼杵郡美郷町

2 地籍調査を行った期間

平成17年4月1日から平成18年11月20日

3 地籍調査を行った地域

東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野の一部

4 認証年月日

平成18年12月26日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

1 地籍調査を行った者の名称

西臼杵郡五ヶ瀬町

2 地籍調査を行った期間

平成17年4月1日から平成18年11月22日

3 地籍調査を行った地域

西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所の一部

4 認証年月日

平成18年12月26日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年1月11日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名 宮崎県工業技術センター（宮崎県食品開発センターを含む。）で使用する電気

(2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間 平成19年4月1日午前0時から平成20年9月30日午後12時まで

(4) 供給場所 宮崎県工業技術センター（宮崎県食品開発センタ

ーを含む。）

(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 平成18年宮崎県告示第 201号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県工業技術センター管理課 宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2 郵便番号 880-0303 電話番号0985(74)4311

(2) 期間 平成19年1月11日から平成19年2月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県工業技術センター管理課

(2) 期間 平成19年1月11日から平成19年2月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県工業技術センター管理課

(2) 提出期限 平成19年2月22日午後1時

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県工業技術センター（中研修室） 宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2

(2) 日時 平成19年2月22日午後2時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県工業技術センター管理課 宮崎市佐土原町東上那珂 165
00-2 郵便番号 880-0303 電話番号0985 (74) 4311

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成19年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefecture Industrial Technology Center and Miyazaki Prefecture Foods Development Center

(2) Time limit for tender:1:00p.m.22 February,2007

(3) Contact point for the notice : Miyazaki Prefecture Industrial Technology Center, 16500-2 Higashikaminaka, Sadowara Town, Miyazaki City,880-0303 Japan. TEL:0985-74-4311